

「国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十一年七月十日法律第七三三）」による改正条文

〈著作権法〉

〔国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製〕

第四二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料（以下この条において「インターネット資料」といふ。）を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2) 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度

第四二条の三

において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

〔複製物の目的外使用等〕

第四九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。

- 一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第一号に係る場合にあつては同号、次項第一号において同じ。）第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

2 略
一丁七略

第四九条

(著作隣接権の制限)

第一〇二条 第三十條第一項 第三十一條 第三十二條 第三十五條 第三十六條 第三十七條第三項 第三十七條の二(第一号を除く)次項において同じ。第三十八條第二項及び第四項 第四十一條から第四十二條の三まで 第四十四條(第二項を除く)並びに第四十七條の四から第四十七條の八までの規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十條第二項及び第四十七條の九の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十四條第一項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同條第一項中、第二十二條第一項とあるのは、第九十二條第一項、第九十九條第一項又は第百條の三と、同條第二項中、第二十二條第一項とあるのは、第九十二條第一項又は第百條の三と読み替へるものとす。

2-8 略

9 次に掲げる者は、第九十一條第一

項 第九十六條 第九十八條又は第百條の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

一 第一項において準用する第三十條第一項、第三十一條第一項第一号、第三十五條第一項、第三十七條第三項、第三十七條の二第号、第四十一條から第四十二條の三まで、第四十二條の三第二項、第四十四條第一項若しくは第二項又は第四十七條の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者

二 丁八 略

この冊子は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十七年一月一〇日法律第七三号)に基づき改正によつて追加又は変更された条一文行を示したものです。この改正法は、平成二十二年四月二日から施行されましたので、平成二十一年度弁理士試験の試験範囲となります。